

神奈川施保連ニュースVOL. 70

発行人神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長岩本邦雄
編集同上広報部会 HP:<http://w01.tp1.jp/a368318200/>
発行所同上事務局 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方
TEL&FAX 045-751-1010



やまゆり研修会報告

「知的障害者福祉の未来を見据えて」

「障害福祉政策」提案すること」

障害者の地域移行が進められる一方で、高齢化・重度化が進んでおり、それに対応する障害者が利用できる社会資源は十分整っていないのが現状です。

平成28年2月22日神奈川県民センターにおいて「障害者政策委員（内閣府）」や「障害者の高齢化に関する課題検討委員会（全社協）」に委員として参加されている田中正博氏に、障害者が地域生活をする上での福祉的課題やサービスの方向性について講演して頂きました。

「障害者が福祉サービスを受けられるための仕組み」

(1) 「サービス等利用計画」と「個別支援計画」の関係
「サービス等利用計画」は、指定特定相談支援事業者の相談支援専門員が「本人のしたいこと」を総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえて最適なサービスの組み合わせを検討し作成します。



「個別支援計画」は障害福祉サービス事業者の管理責任者が「サービス等利用計画」における総合的な援助方針に基づき、本人のニーズ、目標を踏まえて作成します。

(2) サービス等利用計画の重要性

- ① サービス利用計画は、本人や家族の思いを基に、年齢に応じた現在困っていることや、将来希望する暮らしぶりを併せて考える、つまりは「ライフプラン」の作成です。
- ② また、特に知的や発達障害

のある人の地域生活支援を考えるうえで、相談支援は意思決定支援を「形」にするうえで大変重要であると言えます。

【地域生活に必要なサービスのイメージ】

（ライフステージにシームレスに対応する福祉サービスの活用）
一人暮らし、グループホーム、家族同居等、いずれも地域資源、利用調整を行わなければならぬが、福祉サービスが活用できるようになっているかは疑問である。法律ができて運用できなければ意味がない。

新たな提案

○ 自立訓練事業の新たな形である訪問型生活訓練事業の創設について

自立訓練は生活訓練と機能訓練に分かれている。生活訓練には、通所を活用する方法と宿泊して行う方法の二つの方がある。

新たに、訪問して行う方法（訪問介護型）を確立し、自宅で、次のような事が出来るように支援を行う。

- ① 調理
- ② 掃除、整理整頓洗濯
- ③ 服薬管理
- ④ 近所付き合いへの支援
- ⑤ SOS が出せる場所を決める等ができる訓練

○ 移動支援が目指すもの

- ① 公共交通機関を通して、職場に通う
- ② 買物ができる
- ③ 医療機関で受診、薬を受取る
- ④ 道に迷った時の対応方法、
- ⑤ 自転車の乗り方（交通手段）等を身につけること。



○障害者の通院時の付添について

移動介助だけでなく、ヘルパーが本人の代弁者として医師に伝えられるように、通院介助の見直しをする。

○「家族同居の高齢化」をどのように受け止めるか

認知症高齢者は右肩上がりで増えており、同居家族や地域移行した人たちの課題を整理し、介護保険の仕組みの中で高齢福祉サービスに移行した場面の利用者負担にならないかを検証する必要がある。

○地域における居住支援のための機能強化

国庫補助によるモデル事業として地域生活支援拠点の整備を推進していく

①安心コールセンター（仮称）の設置

親との同居の家庭、各グループホーム、ショー



障害者総合支援法施行 3年後の見直しについて

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

平成27年4月より19回にわたり検討を行いまとめられた概要。

(1) 障害者地域生活の実現と支援（見直し時が重要）

③行動障害がある者に対する支援

本人が困っていること、出来ること、強み、特性を把握し、本人の困難さを軽減したり、取り除くための支援計画を立案し、支援する。

④地域包括ケアシステムの構築について

重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に

(2) 常時介護を必要とする人等への対応

(3) 障害者の社会参加への促進

(4) 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かい対応

(5) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

(6) 所要の規定を整備する。

提供される為のシステムを地域の特性に応じて作り上げていくことが必要である。

今回の研修は、今後の国の福祉政策の動きがみえる研修会であったと感じた。

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会



障害を持つ人たちが病気になったとき、

ケガをしたときに備えて

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内 TEL:045-314-7716 FAX:045-324-0426